

## 議案第27号 小松島市営住宅条例の一部を改正する条例について

### 《改正の趣旨》

所管例規の再確認の結果に基づき、市営住宅の設置に関する規定を追加する改正等を行うとともに、既存入居者の心身の状況等に応じた市営住宅内での部屋の移転、収入申告等を行うことが困難な入居者の申告義務の免除に関する規定等を追加する改正を行うもの。

小松島市営住宅条例(平成9年小松島市条例第14号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
目次  第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 市営住宅等の整備基準(第2条の2—第2条の3) 第3章 市営住宅の_____管理(第3条—第42条) 第4章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用(第43条—第49条) 第5章 法第45条第2項に基づく市営住宅の活用(第50条—第54条) 第6章 補則(第55条—第60条) 附則 (趣旨) 第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)及び住宅地区改良法(昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。)に基づく市営住宅及び共同施設の_____管理に	目次  第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 市営住宅等の整備基準(第2条の2—第2条の3) 第3章 市営住宅の <u>設置及び</u> 管理(第 <u>2</u> 条の <u>4</u> —第42条) 第4章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用(第43条—第49条) 第5章 法第45条第2項に基づく市営住宅の活用(第50条—第54条) 第6章 補則(第55条—第60条) 附則 (趣旨) 第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)及び住宅地区改良法(昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。)に基づく市営住宅及び共同施設の <u>設置及び</u> 管理に	改正 追加

ついて法及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第3章 市営住宅の\_\_\_\_\_管理

(公募の例外)

第4条 市長は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由の一に該当する者については、公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。

(1)～(4) (略)

(5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく  
都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条  
第3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業又は都  
市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業  
の施行に伴う住宅の除却

(6) (略)

(7) 他の市営住宅の入居者が世帯構成に異動があったことによ  
り当該市営住宅に入居することが適切であること。

ついて法及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第3章 市営住宅の設置及び管理

(設置)

第2条の4 市営住宅は、別表に掲げるとおり設置する。

(公募の例外)

第4条 市長は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由の一に該当する者については、公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。

(1)～(4) (略)

(5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく  
都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条  
第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業又は都  
市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業  
の施行に伴う住宅の除却

(6) (略)

(7) 現に市営住宅に入居している者(以下この号において「既存  
入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、既存  
入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が  
入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が  
入居することが適切であること。

改正  
追加

改正

改正

(8) (略) (家賃の決定)	第14条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、 <u>次条第3項</u> の規定により認定された収入( <u>同条第4項</u> の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものという。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第36条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の家賃とする。	
2~4 (略) (収入の申告等)	2~4 (略) (収入の申告等)	改正 改正
第15条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。 _____	第15条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。 <u>ただし、市長は、入居者(法施行規則第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。)が収入申告をすること及び第36条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認められる場合は、当該入居者に対してその収入の申告を免除することができる。</u>	追加
2 (略)	2 (略)	
	3 市長は、 <u>第1項ただし書の規定により入居者の収入の申告を免除しようとするときは、法施行規則第9条に規定する方法により</u>	追加

		<u>当該入居者の収入の額を把握するものとする。</u>	
3	市長は、第1項の規定による収入の申告_____に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。	4 市長は、第1項の規定による収入の申告又は前項の規定により把握した収入に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。	改正 追加
4	(略) (収入超過者等に関する認定)	5 (略) (収入超過者等に関する認定)	改正
	第29条 市長は、毎年度、 <u>第15条第3項</u> の規定により認定した入居者の収入の額が第5条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。	第29条 市長は、毎年度、 <u>第15条第4項</u> の規定により認定した入居者の収入の額が第5条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。	改正
2	市長は、 <u>第15条第3項</u> の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超える場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。ただし、改良住宅の入居者については、この限りでない。	2 市長は、 <u>第15条第4項</u> の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超える場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。ただし、改良住宅の入居者については、この限りでない。	改正
3	(略) (収入超過者に対する家賃)	3 (略) (収入超過者に対する家賃)	
	第31条 (略)	第31条 (略)	
2	市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項_____に規定する方法によらなければならない。	2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項又は第3項に規定する方法によらなければならない。	追加
3	(略)	3 (略)	

(特定優良賃貸住宅制度に基づく管理)

第51条 市長は、市営住宅を前条の規定に基づいて使用させる場合にあっては、当該市営住宅を特定優良賃貸住宅法第18条第2項の建設省令で定める基準に従って管理する。

(特定優良賃貸住宅制度に基づく管理)

第51条 市長は、市営住宅を前条の規定に基づいて使用させる場合にあっては、当該市営住宅を特定優良賃貸住宅法第18条第2項の国土交通省令で定める基準に従って管理する。

改正  
追加

別表第2条の4関係

名称	位置
青葉6団地	小松島市小松島町字北浜107番地 の10
中田団地	小松島市中田町字内開51番地の5
旗山団地	小松島市芝生町字西居屋敷186番 地の1
田野団地	小松島市田野町字月ノ輪19番地 の1
立江清水団地	小松島市立江町字清水162番地の 3
大林団地	小松島市大林町字宮免16番地
和田島団地	小松島市和田島町字明神東6番地 の1
豊ノ本団地	小松島市中郷町字県前173番地の 1, 字豊ノ本93番地の1
加藤南団地	小松島市小松島町字菖蒲田18番 地の2

<u>加藤団地</u>	小松島市中郷町字加藤7番地の <u>1</u>
<u>加藤西団地</u>	小松島市中郷町字加藤126番地の <u>1</u>
<u>第3泰地団地</u>	小松島市中郷町字豊ノ本79番地
<u>泰地東団地</u>	小松島市中郷町字豊ノ本100番地 の <u>10</u>
<u>泰地西団地</u>	小松島市中郷町字西野6番地の <u>1</u>
<u>泰地南団地</u>	小松島市中郷町字露ヶ本54番地 の <u>1</u>
<u>太郎丸団地</u>	小松島市坂野町字太郎丸5番地
<u>新相久団地</u>	小松島市坂野町字相久17番地の <u>1</u>
<u>櫛渕団地</u>	小松島市櫛渕町字喰味谷101番地 の <u>3</u>
<u>新櫛渕団地</u>	小松島市櫛渕町字大郷領11番地 の <u>1</u>
<u>日峰団地</u>	小松島市中田町字脇谷3番地の <u>2</u>
<u>喜来団地</u>	小松島市小松島町字喜来14番地
<u>大瀬小集落団地</u>	小松島市中郷町字大瀬町10番地 の <u>1</u>
<u>第2小集落団地</u>	小松島市中郷町字大瀬町37番地 の <u>1</u> , 字加藤2番地の <u>2</u> , 字加藤27 番地の <u>1</u>

<u>第3小集落団地</u>	小松島市中郷町字県前31番地の 1, 字県前63番地の1, 字加藤39 番地の1, 字加藤109番地の1
<u>第4小集落団地</u>	小松島市中郷町字県前173番地の 8, 字県前157番地の4, 字大瀬町 26番地の1, 字加藤5番地の5, 字 加藤110番地の1, 字長手33番地 の1
<u>相久小集落団地</u>	小松島市坂野町字相久33番地の1
<u>ミぞ口小集落団地</u>	小松島市坂野町字ミぞ口18番地 の1